

件名	愛媛県地域活性化・生活対策臨時基金条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>地域活性化・生活対策臨時交付金を原資とする基金を設置する。</p> <p>1 設置 地域活性化及び生活対策に要する経費の財源に充てるため、地域活性化・生活対策臨時基金を設置する。</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日（平成22年3月31日限り失効）
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 基金による補助対象事業 地域活性化及び生活対策に資するインフラ整備等の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地上デジタル放送難視聴解消支援事業</li> <li>・離島航路整備事業</li> <li>・消防防災ヘリコプター搭乗医師等確保事業</li> <li>・農林水産公共事業への県単継ぎ足し</li> <li>・定型県単事業、一般県単事業</li> </ul> <p>2 基金繰入額見込み 平成20年度 15億1,700万円（交付限度額の3割）以内</p> <p>3 基金の残額の処分 基金は平成22年3月31日限りで廃止し、残高があるときは国庫に納付する。</p>	

